

○財務省告示第四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年一月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年二月八日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項、第四十七条及び第六十
二条第一項
- 三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
- 四 発行方法

方募

入札発競争	価格第Ⅱ非	・別参加者	債市及び国	行及	争入札発	非者特	者・別参加	国債市	札発競争	非競入	入札発競争	価格競争	方法入	決定の
-------	-------	-------	-------	----	------	-----	-------	-----	------	-----	-------	------	-----	-----

各申込のうちの応募額を順次割り
 各申込のうちの応募額を案分により
 各当てる。その応募額を案分により
 各割当て。その応募額を案分により
 各国債市場特別参加者ごとの応募
 限度額を割り当てて各申

競争入札発競争」という。)
 市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
 るものごとに発行(以下「国債
 参加者ごとに応募限度額を定め
 て、財務大臣が各国債市場特別
 した後に「行われる入札であつ
 び価格競争入札の募入の決定を
 価格競争入札発競争」という。)
 「国債市場特別参加者・第Ⅰ非
 を定めるものによる発行(以下
 市場特別参加者ごとの応募限度
 であつて、財務大臣が各国債市
 競争入札発競争」という。)

六

イ

発

入 価 行
札 格 競
発 行 争 額

額 面 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 八 十 四 億 円、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規

ロ

札 非
発 競
行 争 入

三 千 八 百 三 十 万 円
額 面 金 額 一 兆 七 千 二 百 六 十 億

ハ

国 債 参 加 場

で た 八 十 四 億 二 千 万 円
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六

ニ

国 債 参 加 場

特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七

者 別 第 Ⅱ

八 百 六 十 一 億 円
に 関 する 法 律 第 四 十 七

争 入 札 発 競

行 入 札 発 競
八 百 六 十 一 億 円

七

払

込 金 額

行 入 札 発 競
八 百 六 十 一 億 円

十四

初期
利子

平

成控得は出に住時額金にの口るに
 二除税外しは者に(額よに座も係発
 十すの国た、又おたにりつにのる行
 二る税率人額記外はいだ百算い記と所時
 年こをが適(一)国取、のしは又て税にお
 六が乗じ用該算の法得当該十金を額記録口泉、
 二でした金を受ける者又算合居行金該式ものれ子
 十日を。額)を所又算合居行金該式ものれ子

(二)

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{13}{100} \times \frac{23}{365}}$$

十三

の経利入価・別債行争
 払過 札格第参市及入
 込利 発競II加場び札
 み子率行争非者特国発

(一)年

む十式は一
 も号に、募・三
 のにより払入決
 と規り込定
 する算出額の
 。るしに通
 期た加知
 日金えを
 に額、受
 払い第のた
 込二算者

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する利子を支払う。
 償還期限 平成三十一年十二月二十日
 償還金額 額面金額百円につき百円
 元利支 日本銀行
 払場所 財務大臣から通知を受けた者
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 者 払込期日 平成二十二年一月十二日